

防災事業所の役割

《 防災事業所の任務 》

ガスの種類毎に指定された防災事業所は、千葉県内における高圧ガス移動等によって発生する災害あるいは災害の拡大の防止を図るため、消防機関または警察署からの応援要請（千葉県要請を含む。）を受けたときは、止むを得ない事情がない限り事故現場に出動し、防災活動を行うとともに、防災活動に必要な技術的な助言をする。

《 出動の範囲と権限 》

出動範囲は以下の災害とする。

- (1) 高圧ガス移動に係わる事故災害(事業所構内における移動またはバラ積み輸送における充てん容器等の積み下ろし作業を含む。)
- (2) L Pガス及び一般高圧ガスの充てん所、L Pガススタンド等小規模な高圧ガス製造事業所及び消費事業所の事故災害（一般家庭、店舗、旅館等は除く。）
- (3) 建設現場、路上あるいは空地等における高圧ガスの放置容器に係る事故災害及び同容器の回収作業

出動要請を受けた場合の防災要員に派遣に関する権限は、協議会会長から防災事業所長に委任する。ただし、当該事業所の出動に係るものに限る。

《 防災事業所の業務 》

- (1) 応援体制の確立
 - ・従業員のうちから防災要員の指名及び確保する
- (2) 夜間、休日における連絡体制の確立
 - ・応援活動への出動命令等に関する命令系統、およびその実施方法を明確にしておく。
- (3) 必要な資材、器具等の保有及び整備
 - ・防災資機材の整備、更新に係る業務
- (4) 協議会との連絡調整及び報告
 - ・応援出動時の協議会への連絡と、出動報告書を提出する。
 - ・出動体制（防災要員変更状況、防災資機材の整備状況等）把握のための調査・点検結果を協議会へ報告する。
- (5) その他応援に必要な事項